

# 自転車防犯登録のポイント

NO. 6

## 防犯登録番号の誤記載

### ◎ 他店に交付した登録証の番号を記載

防犯登録番号の誤記載で最も多い例です。

(例)

甲店に交付した登録証            000001 ~ 000100  
 乙店に交付した登録証            000101 ~ 000200

のときに、甲店が、誤記載により、「000101」のカードを作成した場合です。  
 このときに、甲店が乙店より先に、「000101」のカードを県防連に送付した場合は、次のような問題点が発生します。

- 甲店の間違ったデータが県警の電算に登録されます。
- その後、乙店から「000101」のカードが送付されたとき、2重登録となり、乙店の正規のデータが登録不能となります。

### ◎ その他の誤記載

同じ日に何台も販売された場合に誤記載が起こっているようです。

(例)

- Aさん、Bさんの自転車について、同一番号を記載
- Aさん、Bさんの自転車について、相互に取り間違えて番号を記載

### ◎ 誤記載の防止方法

誤記載が判明した場合、購入者に直接、電話確認することが必要となり、お店にとって、大変な労力となります。

したがって、次の点に留意して、誤記載のないようにしてください。

- 1 交付の都度、受払簿に必要事項を記入する。

(記載例)

自転車防犯登録証受払簿

受理		交付			在庫枚数
年月日	枚数	年月日	登録証番号	交付先住所、氏名	
25. 4. 1	100				100
		25. 4. 1	いー000101	中区八丁堀12-15 山田太郎	99
		25. 4. 2	いー000102	中区基町1-1 鈴木一郎	98
			いー000103		

※ 受払簿への記載は自転車防犯登録取扱規程で定められています。  
 ※ カード(丙)のみを保管しているだけでは、そのカードも誤記載になっていきますので後日、問題が起きたとき、保管中のカード(丙)を確認しただけでは、正しい番号は判明しません。

- 2 カードに、あらかじめ登録番号を記して、登録証(シール)と1対にして保管する。
- 3 登録証は若い番号から交付する。